

会 則

Ocean

鴻池オーシャンボーイズ

鴻池オーシャンボーイズ会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本チームの名称は、『鴻池オーシャンボーイズ』と称する。

(選 手)

第 2 条 本チームの選手は、中学の生徒をもって構成し、選手は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 選手は集合時間を遵守することは勿論、集合場所への移動の最中及び帰宅時においてもチーム活動の規律を乱す行為を行ってはならない。
- ② 選手の頭髪は、丸刈りもしくはスポーツ刈りとする。

(目 的)

第 3 条 本チームは、指導者、役員、後援者並びに保護者が協力して本チーム選手が野球に専念する為に必要な環境を提供すると共に、スポーツマンシップとフェアプレー精神を基調にし、野球技術の向上はもとより、人を思いやる精神を育成し、選手の総合的人格形成を支援する。
また、選手の野球と学業との両立を促進し、広い視野と寛容な心を持つ成熟した社会人となる土壌を育むことを目的とする。

(方 針)

第 4 条 本チームは、前項の目的を達成する為に次の事項を行う。

- ① 野球技術を正しく指導し、規律ある団体生活を養う。
- ② 野球の各種大会並びに親善試合に出場し、少年同士の交歓の機会を与える。
- ③ その他、本チームの目的達成に必要な事項を行う。

(運営)

第 5 条 本チームの運営は会費をもって行う。(毎月 10 日までに納入する)

- ① 会費に関する仔細は別に定める。
- ② 休部期間中も会費は納入する。

(事務局)

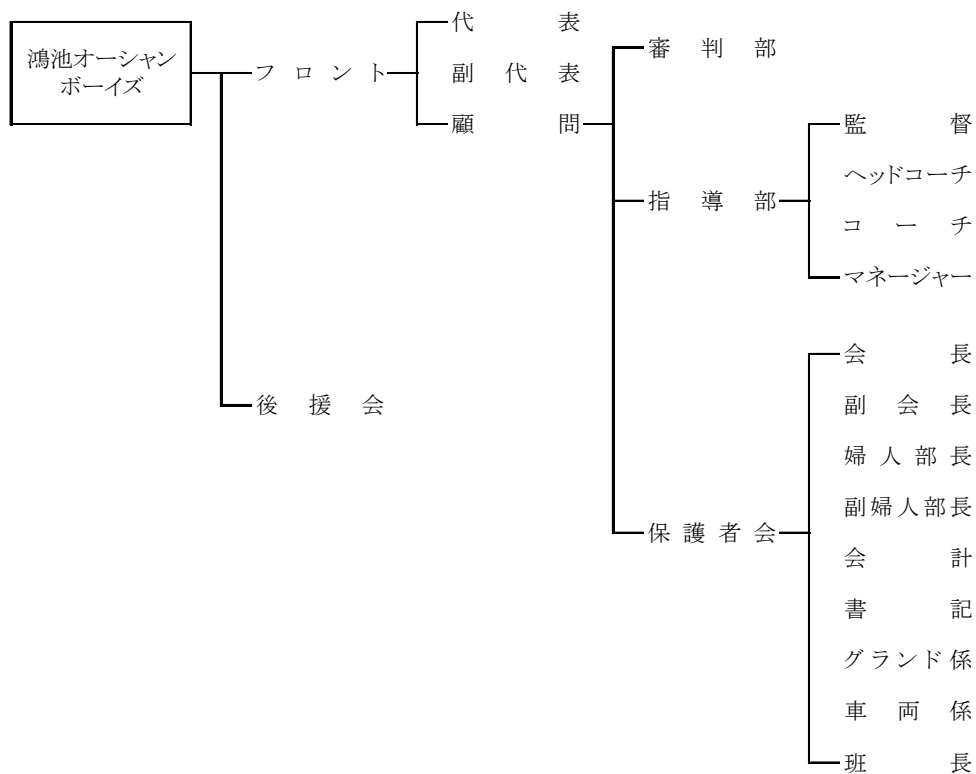
第 6 条 本チームの事務局は、代表宅に置く。

第2章 組 織

(構 成)

第 7 条 本チームは、役員、選手、その保護者及び後援者によって構成する。

【組織構成図】



(組 織)

第 8 条 本チームの円滑な運営を図るために次の組織を置く。

- ① 役員会
- ② 指導者会
- ③ 保護者会
- ④ 後援会

(役員)

第 9 条 本チームに次の役員を置き、役員会を構成する。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 若干名
- ③ 会計 1名
- ④ 監督 1名
- ⑤ コーチ・マネージャー 若干名
- ⑥ 保護者会長 1名

(役員会)

第 10 条 役員会は、代表が必要と判断した場合に適宜開催し、本チームの運営及び活動等に関して審議することとする。

- ① 代表は、役員会を代表し、会務を統括する。
- ② 役員会は役員の数以上の出席により成立する。

(決議事項)

第 11 条 役員会の決定を必要とする事項は次の通りとする。

- ① 予算及び決算
- ② 本チーム諸規定の制度及び改廃
- ③ 本チームの組織運営に関する事項

(役員の責務)

第 12 条 役員は、以下の責務を負うものとする。

- ① 代表は、本チームを代表し、チーム運営を統括する。
- ② 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある場合はその職務を行う。
- ③ 保護者会長は、保護者会を統括する
- ④ 役員は、相互の連携を密にしてチームの円滑な運営を図るために協力し合わなければならない。

(選出)

第 13 条 役員及び指導者の選出は次の通りとする。

- ① 代表は役員の数以上の出席により選出する。
- ② 副代表は代表の指名により選出する。
- ③ 代表は監督・コーチ及びマネージャーを成年より選出する。

(任期)

第14条 役員及び指導者の任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。役員が欠員となった時は補充する。

(指導者の責務)

第16条 監督・コーチ・マネージャーの責務は次の通りとする。

- ① 選手の健康管理に留意し、技術向上と選手の教養に必要な知識を深め、指導にあたる。
- ② 野球を通じ『団結・友愛・規律・勇気・忍耐・礼儀』を身につけさせる。

(指導者会)

第17条 指導者は、指導上の諸問題及び方針等について協議するため、指導者会を随時開催する。

(総会)

第18条 総会は、原則として年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- ① 総会は、代表が招集する。
- ② 総会は、選手を除く本チームの役員及び保護者をもって構成する。

(保護者及び保護者会)

第19条 本チーム選手の保護者は、保護者会を組織し、チーム運営に協力する。

- ① 本チーム選手の保護者は、本チームの目的及び精神を理解し、役員及び関係者との連携を図りチームの発展と選手の健全な育成に協力しなければならない。
- ② 本チーム選手の保護者は、選手の健康に留意し、指導者との連携を図り怪我や疲労等について適切な処置をとらなければならない。
- ③ 本チーム選手の保護者は、選手が練習及び試合を欠席又は遅刻・早退するときには指導者に連絡して許可を得なければならない。
- ④ 本チーム選手の保護者は、練習中及び試合中の指導・采配の一切を、指導者に一任しなければならない。
- ⑤ 保護者会は、保護者会規約に従って運営する。
- ⑥ 保護者会長が必要と判断した場合は、保護者会を開催できる。

第3章 会 計

(会計対象)

第20条 本チームの会計は、会費及び寄付金をもって賄う。

(会計期間)

第21条 本チームの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費等)

第22条 本チームの会費等については別表1の通りとする。
但し、その後の経済状況及びチーム運営等を鑑み変更する場合がある。

(その他の費用)

第23条 本チーム指定の各ユニホーム及び道具については、別途自己負担とする。

(催事等)

第24条 指導者会と保護者会は共に協議し、以下の催事を行う。

- ① 入団式
- ② 合宿
- ③ 卒団式
- ④ その他懇親会等

第4章 印 章

(種類)

第25条 印章の種類は次の通りとする。

- ① 代表印
- ② 銀行印
- ③ チーム印(以下角印という)

(印章の調整)

第26条 印章は、すべて事務局にて調整しチーム代表へ交付する。

(使用範囲)

第27条 印章の使用については次の通りとする。

- ① 代表印は、チーム代表者名にて交わされる各書類において使用する。
- ② 銀行印は、預金の引き出し等金融機関との取引に使用する。
- ③ 角印は、前項のうちチーム名のみ表示の場合に使用するほか、提出先より申請ある場合に代表印とともに使用する。

(保管)

第28条 印章はすべてチーム代表が保管する。

ただし、代表の指示により各職責者が保管することができる。

第5章 慶 弔

(葬祭)

第21条 本チームの選手及び父兄の葬祭に際しては別表2の通りとする。

(お見舞い)

第22条 選手の病気又は事故に際しての見舞金は別表2の通りとする。

ただし、疾病・事故の為、1週間以上入院を要する場合。

付 則

(退会)

第1条 途中退会者は、退会願に理由を記述して事務局もしくは指導者等に提出する。

(除名)

第2条 選手及び父兄、又は役員が次の各号に該当する時は、役員会の決議を経てこれを除名することが出来る。

また入会希望者のうち、チーム活動を行う上で支障となるおそれのある特別な事情がある場合には、事務局もしくは指導者と協議する。

- ① チームの名誉を傷つけ、又は本チームの目的及び主旨に違反する行為があった時。
- ② 選手が会費を故意なく納入しない時。

(会則の改廃)

第3条 この会則の改廃は、事務局の起案に基づき役員会にてこれを決定する。

(実施期日)

第4条 この会則は昭和53年3月1日より実施する。
平成24年1月1日一部改定

別表1

入会金	5,000円	入会時のみ
選手登録	2,000円	1年目のみ
団体保険	800円	2年目以降部費で拠出
保護者団体保険	1,850円	年払い 父
	800円	年払い 母
会費	10,000円	毎月
※父子・母子家庭	6,000円	
※兄弟割引	6,000円	
保護者会費	4,000円	1家庭・毎月

別表2

本人の死亡	10,000円
本人の父母の死亡	10,000円
本人の祖父母・兄弟姉妹	5,000円
本人への見舞い	3,000円